

## 一般社団法人泥土リサイクル協会

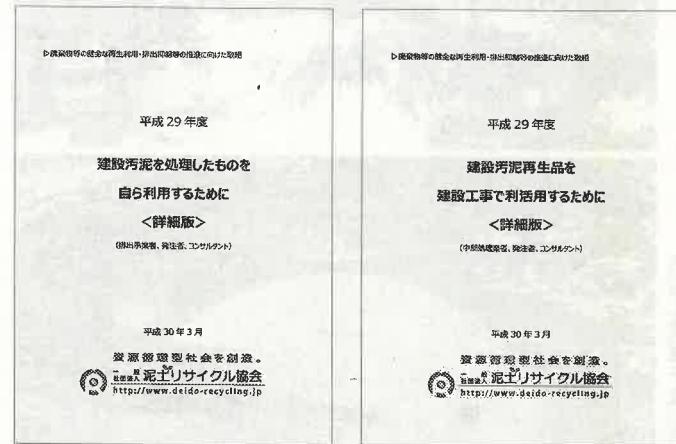
# 健全・適正かつ有効な建設汚泥処理を促進 排出事業者・中間処理業者向け手引書を発刊

建設工事に伴い生じた建設廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って適正に処理しなければならず、地盤改良工事や杭打工事などの建設工事で発生した建設汚泥をセメント等の固化材により処理したもの（建設汚泥処理物）の取り扱いについては、すでに環境省から「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」が示されています。

一方、国土交通省の2012年度「建設副産物実態調査」によれば、工事間利用は1%と2005年度の4%から大きく減少しています。また、本協会が2017年度に実施した「建設汚泥ならびに廃石膏ボードのリサイクル実態に関する自治体へのアンケート調査」においても、自ら利用や個別指定等による工事内ならびに工事間利用が減少していることが報告されました。

本協会では、建設汚泥の処理において、再資源化・縮減率を一層向上させるためには、工事内・工事間利用の促進が重要であると位置づけるとともに、中間処理業者による建設汚泥再生品の建設工事への利用促進も重要であると位置づけています。

そこで、健全で適正かつ有効な処理を行うべく、排出事業者自らが利用する場合の留意点ならびに中間処理業者が処理する場合の留意点を手引書として取りまとめましたのでご利用いただければ幸甚です。



排出事業者向け

中間処理業者向け

